

### (化学実験室等)

第28条 化学実験室、薬局等において危険物その他これに類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、第31条、第32条の2第1項第2号から第16号まで及び第2項第1号並びに第32条の4第1項の規定に準じて貯蔵し、又は取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。(う)(す)(ほ)

#### 【解説】

本条は、火災の発生のおそれのある化学実験や操作等を行う場合における遵守事項について規定したものである。

- 1 「化学実験室」とは、学校、研究所、試験場、工場等の化学実験室及び貯蔵室など小規模な実験室から、機械を用いて行う大規模な工場実験室も対象となる。
- 2 「これに類する物品」とは、危険物政令別表第4に掲げる指定可燃物、高圧ガス、爆発性物質及び他の物品との接触又は混合により発火するおそれのある物品をいう。
- 3 貯蔵・取扱いの基準は、条例第4章で規制される危険物にあっては、同章で、その他これに類する物品については、第31条、第32条の2第1項第2号から第16号まで及び第2項第1号並びに第32条の4第1項の規定中「危険物」を「それぞれの物品」に読み替えて適用されることとなる。
- 4 「火災予防上必要な措置」とは、上記によるほか次の措置をすること。
  - (1) 取扱位置は第18条の3及び第19条第1項第3号から第5号までの例によること。
  - (2) 加熱の状況によっては第3条第2項第5号までの例によること。
  - (3) 適切な消火の準備をすること。
  - (4) 暴走反応等爆発危険のある反応実験等を実施する場合は、事前に実験の緊急停止方法を明記した作業マニュアルを作成し、作業員等に、周知徹底を図ること。
  - (5) 加熱される可燃性の物品を入れる容器は、口の小さいものを選び、火の粉の侵入を防止する。
  - (6) 熱源と当該容器の間には、目の細かい金網を挿入して火炎の伸長を防ぐ。
  - (7) 化学実験等を行う場合、熱源又は加熱される可燃性の物品を入れる容器等の占める面積より十分広い不燃性の台で行う。
  - (8) 実験中である旨の表示を掲出すること。
  - (9) 危険物等を保存する場合は、整理整頓に努め、地震等の際にも落下、破損等しないような、措置を行うこと。